

令和6年度 長崎市立西浦上中学校「いじめ防止基本方針」

人権尊重の精神を基本に、すべての生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、学校内外を問わず、いじめ問題を追放し、あらゆる差別を排除することを目的とする。

「めざす生徒像」

- 他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操をもち、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し、生命を崇高なるものとして大切にする生徒。
- 規範意識と道徳心を身に付け、「いじめは人間として絶対に許されない卑怯な行為である」との人権意識をもち、人権侵害に対し、毅然とした態度を示すことのできる生徒。

「育友会との連携」

- ・育友会総会
- ・本部役員会
- ・評議員会、理事会
- ・校外指導部会
- ・学年部会
- ・課外クラブ振興会
など

「いじめ対策委員会」

- ・校長・教頭 ・教務主任
- ・生徒指導主事・学年主任
- ・養護教諭 ・SC
- ・学校相談員 など

※必要に応じて関係教職員や専門家を追加する

「関係機関との連携」

- ・教育委員会 ・警察
- ・子育てサポート課
- ・長崎こども・女性・障害者
支援センター ・法務局
- ・医療機関・民生委員
- ・スクールサポーター
- ・少年センター
- ・学校評議員 など

1 いじめの防止

(1) 校内指導体制の確立と教職員の指導力の向上

特定の教職員が抱え込むことなく、いじめの重大性を全教職員で認識し、校長を中心に一致協力した指導体制を確立するとともに、「学校教育相談のてびき」や「いじめ対策ハンドブック」等を活用した研修を実施し、教職員の対応力や指導力の向上に努める。

(2) 人権意識と生命尊重の態度、自己指導能力等の育成

「いじめは許されない」との人権意識と、お互いを思いやり、生命を尊重する態度を育成するとともに、幅広い社会体験や生活体験活動を推進することにより、社会性や自己有用感、自己肯定感を高める指導に努める。また、生徒会活動において、生徒が自主的に取り組む活動を仕組み、共感的人間関係や規範意識、道徳的実践力の育成を図る。

(3) 学校経営基本方針の周知と家庭・地域社会、関係機関との連携強化

いじめ問題に対する学校の基本方針や保護者の責任等を明らかにし、保護者や地域の理解を得るとともに、家庭や育友会、地域の関係団体と共に、いじめ問題等について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて学校・保護者・地域等が一体となった取組を推進する。

(4) 学校経営基本方針による取組の評価

学校経営基本方針・基本姿勢等による取組の達成状況について、計画的かつ継続的な点検・評価を実施し、その評価結果を踏まえて改善に取り組む。

2 いじめの早期発見

(1) 教職員による観察や情報交換

生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さず、教職員がいつでも情報を共有できる工夫（5W1H気づきメモなど）を行う。

(2) 定期的なアンケート調査や個人面談等の実施

生徒の生活実態について、定期的なアンケート調査や個人面談、家庭訪問、生活ノートの活用等、きめ細かな把握に努める。

- (3) 「いじめ相談窓口」の設置と教育相談体制の整備
校内に生徒や保護者等の悩みを積極的に受け止めることができる「いじめ相談窓口」の設置と教育相談体制を整備する。また、その充実に向け、学校相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど、学校内外の専門家の活用を図る。
「いじめ相談窓口」は、学級担任、養護教諭、学校相談員、SCなど、生徒にとって最も相談しやすい人とする。
- (4) 相談機関等の周知
学校以外の相談窓口について、周知や広報を継続して行う。

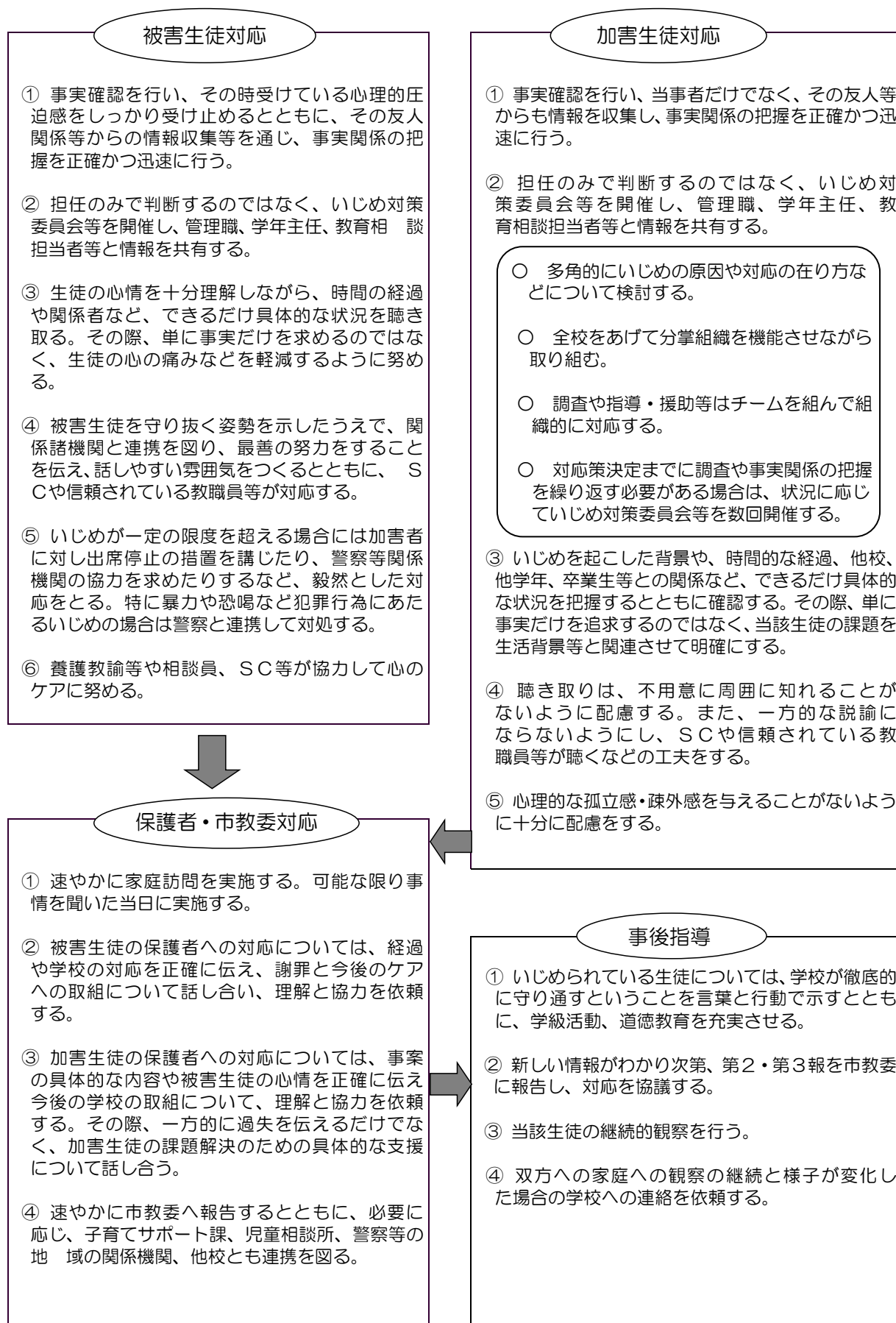
3 いじめ発生時の措置

- (1) いじめの発見や相談を受けたときの組織による対応と事実調査
生徒や保護者からいじめの相談、訴えがあった場合や、ささいな兆候でも、いじめの疑いがある行為には、軽視することなく情報を共有し、組織で対応する。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、正確かつ迅速な事態関係の把握に努めるために、アンケート調査等を実施し、その結果をもとに速やかに関係生徒に対応する。さらに、事実を隠すことなく、保護者等と協力して対応する体制を整える。
- (2) いじめられた生徒またはその保護者への支援
いじめられている生徒から、事実関係の聴取を行い、心のケアや様々な弾力的措置等、いじめから守り通すための対応をとるとともに、家庭訪問等により、確実な情報を迅速に保護者へ伝え、今後の対応について保護者と情報を共有する。あわせて、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。状況に応じて、臨床心理士や福祉等の外部専門家の協力を得る。
- (3) いじめた生徒への指導またはその保護者への助言
いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合、学校は組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。いじめの状況に応じて、心理的孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮のもと、特別の指導計画による指導（出席停止も含む）の他、警察等との連携による措置も含め毅然とした対応を行う。また、確実な情報を迅速に保護者へ伝え、継続的な助言を行う。
- (4) 集団への働きかけと継続的指導
はやし立てたりおもしろがったりする存在の「観衆」や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の中からいじめを抑止する「仲裁者」が現れるよう、あるいは誰かに相談する勇気を持つよう指導し、全ての生徒が、集団の一員として、お互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを推進する。
いじめが解消したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行う。
- (5) ネット上のいじめへの対応
ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直に削除する措置をとり、必要に応じ、警察や法務局等との連携を図る。また、学校における情報モラル教育を推進し、保護者への理解を求めるよう啓発等にも努める。

4 重大事態発生時の取組

- (1) すべてのいじめ事案は、いじめ対策委員会が調査を行って事実を把握し、教育委員会に報告する。
- (2) 特にいじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、躊躇することなく浦上警察署と連携して対応する。
- (3) いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、関係機関と連携して迅速に対応する。
- (4) 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、迅速に調査を実施し、重大事態と認知した場合は、直ちに発生報告を関係機関に行う。

5 危機管理マニュアル（いじめ発生の場合） 「学校教育相談のてびき 平成24年3月」より ※ 日時等含めて、正確に記録を残しておく。



6 年間計画

月	指 導 内 容	月	指 導 内 容
4	いじめ防止基本方針の共通理解及び 生徒・保護者等への周知 生徒の情報交換	10	生活アンケート調査 DV被害防止教室（3年）
5	生活アンケート調査 連休明けの生徒観察・情報交換 民生委員との情報交換	11	生活アンケート調査 三者面談・教育相談
6	教育週間（道徳公開授業） 小中連携による情報交換 学校支援会議における情報交換	12	生活アンケート調査 人権集会 職員研修会（情報交換、ケース会議）
7	生活アンケート調査 生命に関する講話 三者面談（7～8月）	1	休業中の生徒の情報交換と共通理解
8	生活アンケート調査（登校日） 平和祈念集会 職員研修会（情報交換、ケース会議）	2	生活アンケート調査 新入生説明会（中学校の取組紹介） 学校支援会議における情報交換 民生委員との情報交換
9	休業中の生徒の情報交換と共通理解 民生委員との情報交換	3	生活アンケート調査 次年度申し送り資料作成 新入生引継ぎ・情報収集 年間の取組の検証・評価

7 いじめチェックリスト

<いじめられている子どもが発するサイン> 1 表情・態度 ☐視線をそらし、合わそうとしない。 ☐表情がさえず、ふさぎ込んで元気がない。 ☐周りの様子を気にし、おどおどしている。 ☐集中力がなく、ぼんやりとしていることが多い。 ☐わざとらしくはしゃいでいる。 2 身体・服装 ☐衣服が汚れていたり、破けたりしている。 ☐体に原因不明の傷やあざがある。また、それを隠そうとする。 ☐ケガの原因を曖昧にする。 ☐登校時に、体の不調を訴える。 ☐頭痛・腹痛・吐き気を訴え、保健室や職員室の出入りを頻繁に行う。	3 友達との関係 ☐他の子どもからの声掛けがない。 ☐周りの生徒に異常なほど気をつけているように見える。 ☐周りから笑われたり、冷やかされたりする。 ☐不快に思う呼び方、嫌なあだ名で呼ばれている。 ☐付き合う友達やグループが急に変わった。 4 学校生活 ☐文具・服・靴などを隠されたり、いたずらされたりする。 ☐黒板、トイレ、机などに実名やあだ名で落書きがされている。 ☐いつも人の嫌がる仕事をしている。 ☐作品や掲示物、写真等の顔にいたずらされている。 ☐教室や移動時に、ぽつんと1人であることが多い。
--	--

※ いじめに関する主な相談窓口

相 談 窓 口	電 話 番 号	相 談 時 間
西浦上中学校「いじめ相談窓口」	095 - 845 - 7191	8:45～16:45 (月～金)
こども相談センター	095 - 829 - 1122	8:45～17:30 (月～金)
こころの電話	095 - 847 - 7867	9:00～15:15 (月～金)
子ども・家庭１１０番	095 - 844 - 1117	9:00～20:00 (毎 日)
ヤングテレホン	0120 - 78 - 6714	9:00～17:45 (月～金)
こども人権１１０番	0120 - 007 - 110	8:30～17:15 (月～金)
長崎いのちの電話	095 - 842 - 4343	9:00～22:00 (毎 日)
24 時間子供 SOS ダイアル	0120 - 0 - 78310	24 時間 (月～金)
長崎こども・女性・障害者支援センター	095 - 844 - 5132	9:00～17:45 (月～金)
長崎市教育研究所教育相談	0120 - 556 - 275	9:00～16:00 (月～金)
こども総合相談（子育てサポート課）	095 - 825 - 5624 095 - 822 - 8573	8:45～17:30 (月～金)